

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和5年第1回沖縄県議会（2月定例会）に知事が提出を予定している議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年2月6日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」案は、県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改正する議案である。

【改正案の内容】

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。第2条の表県立高等学校の項中「4,006人」を「3,986人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,922人」を「1,915人」に改め、同表県立中学校の項中「50人」を「54人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,813人」を「11,023人」に改め、同表合計の項中「16,791人」を「16,978人」に改める。

※施行日 令和5年4月1日

【参考】

教職員定数算定の基礎

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
- 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
- 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



《令和5年度教職員条例定数》

区分	R5定数	R4定数	対前年度	増減の主な理由
1 県立高等学校	3,986	4,006	▲20	学級数(収容定員)の減による
2 県立特別支援学校	1,915	1,922	▲7	学級数の減による
3 県立中学校	54	50	4	県立中学校開校による
4 市町村立小・中学校	11,023	10,813	210	学級数の増による
合 計	16,978	16,791	187	

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、毎年度、学校職員定数を改めるものであることから、異議がない旨を回答した。

新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表		
	改 正 索 行	現 行
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 (略)	この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項及び第41条第1項に規定する職員の定数について必要な事項を定めるものとする。	
(職員の定数)	(職員の定数)	
第2条 前条に規定する職員の定数は、次表のとおりとする。	第2条 前条に規定する職員の定数は、次表のとおりとする。	
	区分	区分
県立高等学校	定数 3,986人	定数 <u>4,006人</u>
県立特別支援学校	<u>1,915人</u>	<u>1,922人</u>
県立中学校	<u>54人</u>	<u>50人</u>
市町村立小学校及び中学校	<u>11,023人</u>	<u>10,813人</u>
合計	<u>16,978人</u>	<u>16,791人</u>

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和二十一年法律第百六十一号)

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 9 （略）

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員そ

の他の所要の職員を置く。

3| 前一項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十五条第一項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

（県費負担教職員の定数）

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

（昭和二十一年政令第一百二十一号）

第五条 法第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、当該公立学校の教員の職を保有するが、教員の職務に従事しない。

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）

（市町村立小中学校等職員の給与の都道府県負担）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）副校長、

教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（うち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準する手当を含む。）、べき地手当（これに準する手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

（市町村立定時制高等学校職員の給与の都道府県負担）

第二条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のはかに同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、「定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担任する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第二百三号）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができること。

一 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以

下「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。(町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十二年法律第百三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)及び報酬等に要する経費(以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。)

一 都道府県立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

二 都道府県立の義務教育諸学校(前号に規定するものを除く。)に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費(学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。)

○義務教育費国庫負担法第一条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第百五十七号)

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

四 都道府県教員基礎給料月額 各都道府県(ことに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。以下同じ。)町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(以下「都道府県及び市町村の設置する小学校等」という。)の一般教職員(栄養教諭等(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員をいう。以下同じ。)、寄宿舎指導員及び

事務職員を除く。以下この号及び第十一号において同じ。)(都道府県立の小学校、中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次号、第六号及び第八号において同じ。)及び義務教育学校にあっては、義務教育費国庫負担法第一条第三号に規定する教育課程の実施を目的として配置される教職員(以下「特定教育課程担当教職員」という。)であるものに限る。以下この号において同じ。)の一人当たりの給料(給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。)の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)以下「人材確保法」という。)第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。)

五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県(ことに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(第十三号において「校長及び教諭等」という。)(都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。)について、標準法第六条の一の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和二十二年法律第百六十二号)第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者(以下「産休代替教職員等」という。)の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者(以下「配偶者同行休業者」という。)、同法

第五十五条の一第一項ただし書の許可を受けた者
(以下「専従職員」という。) その他文部科学省
令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇八 (略)

(国庫負担額の最高限度額)

第一条 義務教育費国庫負担法第一条の規定による国
庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費
(以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」と
いう。) の実支出額の合計額が、次に定めるとところ
により算定した額の合計額(以下「都道府県算定総
額」という。)を超える都道府県については、当該
都道府県算定総額の三分の一を最高限度とする。

一 都道府県教員基礎給料目額に都道府県教員算定基
礎定数を乗じて得た額に十一を乗じて得た額
一一五 (略)
2 (略)